

発行：大熊町役場企画調整課  
所在地：福島県会津若松市追手町2番41号  
電話：0242-26-3844（代表）  
E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp  
ブログ大熊町  
http://blog-okuma.jugem.jp/  
大熊町公式ホームページ暫定版  
http://www.town.okuma.fukushima.jp/

# おおくま

2011年 11月1日

## 町民の皆様へ

季節はめぐり「一葉落ちて  
天の秋を知り、頃となつて  
参りました。避難生活も間  
なく8月を「迎えよう」と  
います。みなさんには長期  
の避難生活、本当にお疲れ  
です。心身ともにさぞかしお  
励みをお願いします。

疲れのことと存じます。  
市に転校先の子どもたち  
小・中学校の一端を報告いた  
します。



幼稚園・小中学校合同運動会 神旗争奪戦

幼稚園、小学校、中学校合同運動会。秋の気配が感じられる中、子どもたちの元気な声と笑顔が会場を盛り上げています。保護者の方々の応援も、子どもたちの頑張りを後押ししています。この機会に、子どもたちの成長を喜び、感謝の気持ちを伝えたいと思います。



大熊町教育長 武内敏英

大熊町教育長 武内敏英  
おはようございます。昨日は、幼稚園・小中学校合同運動会が盛大に行われました。子どもたちの元気な姿と笑顔が、会場を盛り上げてくれました。保護者の方々の応援も、子どもたちの頑張りを後押ししています。この機会に、子どもたちの成長を喜び、感謝の気持ちを伝えたいと思います。

# 平成22年度決算報告

9月定例会において、平成22年度一般会計決算および特別会計決算が承認されましたので、地方自治法ならびに町条例の規定によりお知らせいたします。

一般会計の歳入決算額は74億9,907万4千円、歳出決算額は70億6,942万8千円となり、歳入歳出差引額は4億2,964万6千円となりました。そのうち、平成22年度へ繰り越しをした事業の財源とする3,977万9千円を差し引いた実質収支額は3億8,986万7千円となりました。

平成21年度に比べ、歳入は、町税4億1,092万5千円増額、国県支出金3億354万7千円増額などにより全体では4億3,469万8千円(6.2%)の増となりました。

歳出は、総務費1億7,179万4千円増額、民生費3億3,017万9千円増額など、全体では2億2,371万円(3.3%)の増となりました。

## ◇主な事業と決算額

総務費		商工費	
○広域水道推進事業費	4,424万2千円	○商工振興事業	1億6,217万3千円
○地デジ難視対策事業	3,386万9千円		
○庁内行政ネットワーク事業	1億4,014万2千円	土木費	
○健康増進施設運営事業	1億2,841万7千円	○道路維持事業	8,306万7千円
○電源交付金施設維持運営事業基金費	11億9,556万8千円	○道路新設改良事業	9,396万4千円
○財政調整基金費	2億2,068万8千円	○歩道新設改良事業	9,737万5千円
○健康増進施設運営事業	1億2,841万7千円	○河川費	5,155万3千円
		○都市計画事業	2億3,846万1千円
民生費		消防費	
○老人福祉事業	1億6,206万2千円	○常備消防経費	1億4,653万6千円
○自立支援事業	1億2,537万6千円	○消防施設整備事業	3,363万8千円
○後期高齢者医療費	1億761万7千円		
○乳幼児・児童医療費給付事業	5,090万9千円	教育費	
○子ども手当支給事業	2億3,532万6千円	○熊町小学校管理事業	3,875万8千円
○保育所改修事業	1億5,662万5千円	○大野小学校管理事業	4,338万7千円
		○大野小学校冷房設備設置工事	6,678万円
衛生費		○大熊中学校管理事業	5,330万2千円
○し尿塵芥処理費負担金	2億4,922万2千円	○熊町幼稚園管理事業	1,709万6千円
		○大野幼稚園管理事業	3,820万円
農林水産業費		○図書館管理事業	6,194万1千円
○農業振興事業	4,093万円	○集会施設整備事業	4,228万3千円
○生産調整推進事業	7,686万円	○保健体育事業	1億1,781万6千円
○農道改良事業	3,470万1千円	○保健体育施設管理事業	3,660万3千円
○農業用排水路改修事業	7,399万6千円		

◇一般会計歳入歳出決算の状況

歳入合計74億9,907万4千円	
町税	37億5,308万円
地方譲与税	7,094万6千円
地方消費税交付金	1億2,917万1千円
利子割交付金	465万9千円
配当割交付金	158万6千円
株式等譲渡所得割交付金	44万3千円
自動車取得税交付金	1,341万7千円
地方特例交付金	2,049万3千円
地方交付税	754万円
交通安全対策特別交付金	193万2千円
分担金及び負担金	2,346万7千円
使用料及び手数料	1億1,171万8千円
国庫支出金	19億7,985万4千円
県支出金	4億2,467万8千円
財産収入	5,606万円
寄附金	85万円
繰入金	5億5,858万7千円
繰越金	1億1,765万9千円
諸収入	2億2,293万4千円

歳出合計70億6,942万8千円	
議会費	8,942万2千円
総務費	25億7,474万9千円
民生費	12億6,053万7千円
衛生費	3億6,826万8千円
労働費	1万4千円
農林水産費	4億1,669万2千円
商工費	2億840万円
土木費	6億8,296万円
消防費	2億2,965万5千円
教育費	9億6,476万7千円
災害復旧費	2万9千円
公債費	1,614万円
諸支出金	2億5,779万5千円

町民1人当たりの支出額 61万4千466円  
 ※平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口(11,505人)で計算

◇町債の現状

町の借金である町債は、町道や総合体育館、健康公園などの施設整備の財源の調達を目的に起こされました。平成22年度末の町債残高は、2億4,267万4千円です。町民1人当たりに換算すると21,093円となります。

◇基金の現状

(単位：千円)

区 分	平成21年度末 現 在 高	平成22年度中		平成22年度末 現 在 高
		積立額	取崩額	
財政調整基金	4,314,324	321,688	0	4,636,012
その他の基金	4,703,085	1,207,306	553,965	5,356,426
特別会計の基金	363,995	59,541	37,191	386,345
合計	9,381,404	1,588,535	591,156	10,378,783

◇特別会計歳入歳出決算の状況

特別会計は、特定の事業を行う場合に一般会計と区別して経理する会計で、大熊町には以下の特別会計があります。

区 分	歳 入	歳 出	差 引
坂下ダム施設管理事業	5,416万3千円	5,082万2千円	334万1千円
国民健康保険	11億2,484万円	11億1,223万5千円	1,260万5千円
老人保健	14万2千円	14万2千円	0千円
奨学資金貸与	3,354万1千円	3,227万5千円	126万6千円
地域下水道事業	5,344万7千円	5,311万3千円	33万4千円
特定環境保全公共下水道事業	4,620万円	4,596万円	24万円
農業集落排水事業	3,879万円	3,806万4千円	72万6千円
住宅団地造成事業	696千円	68万1千円	1万5千円
工業団地造成事業	2,961万円	29,55万3千円	5万7千円
中央台霊園管理事業	115万5千円	109万6千円	5万9千円
介護保険事業			
・介護保険事業勘定	6億9,447万1千円	6億7,599万7千円	1,847万4千円
・介護サービス事業勘定	258万1千円	184万4千円	73万7千円
後期高齢者医療	7,323万4千円	7,274万7千円	48万7千円

## 健全化判断比率および資金不足比率の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき平成22年度決算の健全化判断比率および資金不足比率の状況をお知らせします。

この法律の主要な目的は、財政破綻後の再建ではなく、財政状況が悪化した段階で早期の是正を行うものです。この早期是正に該当する財政状況かどうかを判断するため、毎年、決算確定後速やかに健全化判断比率および資金不足比率を算定することになり、これらの比率のうち一つでも法律で定める基準を超えた場合は、各種の是正措置を行わなければなりません。また、算定した各比率については、議会に対し報告することおよび住民に対し公表することが義務づけられています。

本町の平成22年度決算では、いずれの指標においても基準値を下回っています。

### 1. 健全化判断比率

指標名	大熊町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	20.0%	40.0%
実質公債費比率	-0.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	

(備考) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」で表示しています。

#### ◇ 実質赤字比率

一般会計等※1を対象とした実質赤字額の標準財政規模※2に対する比率。  
一般会計等※1の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

#### ◇ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模※2に対する比率。  
すべての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

#### ◇ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とする額に対する比率の3か年平均。  
借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

#### ◇ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模※2を基本とする額に対する比率。

一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

※1 一般会計等…本町では、一般会計と特別会計のうち坂下ダム施設管理事業特別会計・地域下水道事業特別会計・中央台霊園管理事業特別会計が該当します。

※2 標準財政規模…町の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの。

### 2. 資金不足比率

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	20.0%
農業集落排水事業特別会計	—	
宅地造成事業特別会計（住宅団地造成事業特別会計・工業団地造成事業特別会計）	—	

(備考) 資金不足比率が算定されない場合は、「—」で表示しています。

#### ◇ 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。

## 町政懇談会を開催しました

10月7日から19日にかけて、埼玉県・茨城県・千葉県・東京都・神奈川県で開催した町政懇談会の主な質疑応答を掲載します。

### (除染)

- Q1. 市街地より山林を先に除染すべきではないか。  
A1. 現段階では住んでいるところから除染していく。  
Q2. 除染目標は年間1ミリシーベルト以下にしてほしい。  
A2. 年間1ミリシーベルト以下は、放射線量の高い大熊町では現実として難しいと思うが、除染の結果を見て判断します。

### (賠償)

- Q3. 原子力損害賠償法について、町としての姿勢を町民に示し、東京電力にも要求してほしい。  
A3. 賠償の範囲は中間指針で決められたことが全てではないと我々は認識をしています。皆様から御意見は、国、東京電力にぶつけていきます。  
Q4. 精神的苦痛の賠償は、半年後には半額になる。慰謝料の増額を訴えてほしい。  
A4. 日数の経過と共に精神的苦痛は大きくなっている。町独自に改善要望をしています。  
Q5. 本当に全額補償してもらえるのか。補償してもらえない場合、町が補填するのか。  
A5. 町として差額補填はできませんが、賠償に納得できない場合は合意しないでください。  
Q6. 一時帰宅で線量が年間20ミリシーベルト以上の所から持ち出した後の除染の仕方はどうするのか。  
A6. 建物の中にあったものについては、1万3千カウントを超えないと思われれます。原子力損害賠償法の中間指針の中では管理が不能のために持ち出せない、あるいは使えないものについては代替物について補償しますとなっています。  
Q7. 会社を経営していたのだが、許認可関係の手続き、支出等の費用につき、町で面倒みてもらえるのか。  
A7. 工場が管理不能になって新たにつくらなければならない、それに係る費用については、東京電力が補償することとなっています。  
Q8. 個人が東電の補償請求書を作成するのは難しいので、町として助けてもらえないのか。  
A8. 皆さんそれぞれで損害の内容が違うので、基本的に個人で対応していただくものと考えています。  
Q9. 非常に煩雑な請求書送られ、東電の職員に相談した。領収書をそろえろというのが無理なので何とかしてほしい。簡素化をおねがいしているとおったが、請求書に関してなのか。  
A9. 領収書が無ければ保証書でも良いといっています。請求書自体の変更はありません。

### (責任問題)

- Q10. 原発誘致した町の責任をどう果たすのか。  
A10. 町民が安心して住めるようになるまで、責任をもって復興していきます。  
Q11. 原子力事故について予見は可能だったのか。また、原子力賠償が免責であったならば、どのような補償がされる道があるのか。  
A11. 原子力事故の原因については、今後も色々究明されていくと思いますが、事故を防げなかった事により結果責任だと思っています。また、原子力損害賠償法の想定を超えている被害になってしまった事で、国も全面的にバックアップして補償して行くということになっています。

### (一時帰宅)

- Q12. 2巡目一時帰宅から戻ったスクリーニングが足の測定だけでは不十分ではないか。  
A12. 2巡目からは放射線量の基準が厳しくなっているが、測定対応を再度申し入れます。  
Q13. 一時帰宅の許可は早く通知してほしい。  
A13. 町には1週間前に連絡がある。県に早くするように要望します。  
Q14. 一時帰宅を今後も3巡目、4巡目と実施してほしい。  
A14. それぞれの希望に応じられるよう国と調整していくようにします。

### (情報発信)

- Q15. 今回の災害について、大熊町の情報発信力は非常に弱いのではないかと。  
A15. できるだけ取材に応じるなど、もっとマスコミを活用していかなければならないと考えています。  
Q16. 広報誌に避難している町民のことも掲載してほしい。  
A16. 現在は連絡事項が多いためお知らせ中心になっています。工夫して載せられるようにしたいと思います。

### (復興・帰宅計画)

- Q17. 半年経過した今、町民の気持ちがどうなっているのか、もう一度アンケートしてほしい。  
A17. きちんとした選択肢を提示して、再度町民に意向調査したいと思います。  
Q18. 除染が必要ないくらい低線量の地域に移り住むのはどうか。  
A18. 現段階では自分の町に戻る前提で復興構想を作ります。  
Q19. 戻るときは各家庭に1つずつ放射線量計を配布してほしい。  
A19. 帰宅可能になれば、累積放射線量計を一人一個配布する予定しています。  
Q20. 最終的に大熊町に住めなくなった場合、どうするのか。  
A20. 現段階では、大熊町内の線量の低い場所に拠点を確保していきます。  
Q21. 除染をしても高線量のところについては帰れない。東京電力福島第一原発の冷温停止後には、町としてはっきり今後どうするのかを決めて欲しい。早く決めないと町に帰りたいたいと思っても帰れなくなる人が沢山でるのではないかと。  
A21. 町としての基本方針を示すために、平成23年中には計画を作成、平成24年度には実施計画を行い、大熊町に帰るためのロードマップを提示していきたいと思っています。  
Q22. 長期的に考えると戻れるのかどうか不安。今後の方針については、避難している方それぞれの考えを反映して欲しい。  
A22. アンケートなどにより意向をつぶさに把握しながら、今後のあるべき姿を求めていきたいと思っています。  
Q23. 早く帰れるようにしなければ、今いるところに定住し、帰る機会を失ってしまう。  
A23. 意向調査を行って復興拠点をづくり、商業施設、医療施設、学校施設などを整備していきます。ステップ2が完了して国が方針を示してから大熊町の復興計画を作るので時間が欲しい。

### (避難生活)

- Q24. 埼玉県は借上げ住宅の対応が遅かった。自己負担した家賃は遡ってもらえるのか。  
A24. 借上げ住宅は3月11日に遡って対象となります。  
Q25. 仮設住宅、借上げ住宅は最長2年までとなっている。いつまでそこに住めるのか。  
A25. 特例として仮設住宅と借上げ住宅の期間延長を要請していきます。  
Q26. 県内避難者と県外避難者の格差が納得できない。  
A26. 借上げ住宅制度を作ったり、県が宿泊施設と提携して斡旋したりして2次避難した。家賃を自己負担しなくともよいように県外にも適用を要請しているが、各自治体によっては対応が遅れているので待ってほしい。  
Q27. 避難先で農業をやりたいと考えているが、応援してもらえないか。  
A27. 同じようなケースで成功した例があります。何事も目的をはっきりしていただければ町としても達成できるよう努力します。  
Q28. 借上げ住宅の期間が終わったら、家賃と大熊の家のローンとの二重苦になる。  
A28. 二重ローン対策は、個人・法人ともに、どういう形が良いのか詰めていきます。  
Q29. 県外に避難している我々は災害が起きてから自費で避難生活をしているその点は。  
A29. ひとりひとりの内容が違いますから、町としては原子力賠償法の中身を明確にして不公平感を無くすということが大前提にあります。  
Q30. 今避難している人達の体力が低下している、健康増進を推進していくことを提案する。  
A30. お互いが交流のできるような場所を多く手助けできればと思います。

### (東電の工程表)

- Q31. 東電の工程表作成が遅い。政府などにスピーディに対応するよう訴えかけてほしい。  
A31. ご意見は理解いたします。一方で町としては、独自に土壌検査を行うなどしていますが、今年度中に帰還のためのロードマップを作りたいと思っています。

### (役場)

- Q32. 好間に連絡事務所があるが、いわき市との連絡調整を考えるともう少し町の中心に置くことを考えるべきではないか。
- A32. 今はまず人数が多い場所を優先して連絡所を開設していますが、今後、皆さんの生活環境が変わっていくのに合わせて変更も検討していきたいと考えています。
- Q33. 2巡目の一時帰宅をしたが、屋根補修がされていなかった。
- A33. 作業員の安全面から、低線量の場所から作業をしています。
- Q34. 仮設などいろいろな手続きのなかで猶予が短い、役場のなかで計画を早めに立ててゆとりある進め方を是非お願いしたい。
- A34. できるだけ計画を早めに立ててゆとりある対応をしていきたいと心がけたいと思います。
- Q35. 役場の対応がすべて遅い、県外用の窓口は設置できないか。
- A35. 県外避難の窓口も今後検討していきたいと思います。
- Q36. 各種団体の個人の避難先、連絡先等を教えてもらえないのか。
- A36. 地域の人がいろいろなところで活躍しているとか、いろいろなところでの避難の状況など、また各個人団体の連絡事項を広報などで載せるコーナーを今後もうけていこうと考えています。各種団体の避難先、連絡先についてはそれぞれの事務局に伝えてありますので、事務局の方に確認をお願いします。

### (中間貯蔵施設)

- Q37. 中間処理施設を設置して放射性廃棄物置き場になってしまったら帰るに帰れない。
- A37. 中間貯蔵施設についての提案はまだ国から無いが、町内の廃棄物が町外に持っていけないとしたら、どうするののかも考えなければなりません。

### (議会)

- Q38. 議員定数の削減を申し入れた。
- A38. 今の状況のなかでこそ現在の定数で望まなければならないというような結果になりました。

たくさんのご意見をいただき、すべてを掲載することができませんでしたが、皆様からの貴重なご意見は、今後の皆様の生活や大熊町復興のために役立たせていただきます。ご参加ありがとうございました。

## 町民掲示板

### 昭和46年度卒 大野中学校同級会

#### 「～同級生同士の親睦を深め、絆を強めよう～」

大熊町の住民や出身者は、3.11東日本大震災と福島第一原発事故を境に大きな悲しみと不安を抱えることになりました。原発事故の早期収束と位置にも早い町の復興を願うところです。同級生の近況を出し合いながら、「自分たちに何ができるか」いっしょに考えてみたいと思います。久々ではありますが、これを機会に同級会を開催し、故郷である大熊町に想いを寄せ、同級生同士お互いの親睦を深めたいと思います。海を感じる、豊かな時間をいっしょに過ごしませんか。海のマホロバで。ぜひ、お誘いあわせのうえ、ご参加ください。

- ◆日時 2011年12月10日(土)18:00～11日(日)11:00
- ◆場所 オーシャンリゾートホテル マホロバ・マインズ三浦本館  
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3231 TEL046-889-8900(代表)
- ◆参加費 17,000円(※懇親会のみ参加の場合は、参加費7,000円です)

#### 【問い合わせ・申し込み先】

昭和46年度卒大野中学校同級会 片倉 博美まで  
TEL090-2257-9392 FAX044-722-2186

## 平成23年度町税の課税について

このたび大熊町では、東日本大震災及び原子力災害により被災された方に対する町税の軽減を図るために「東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例」を制定しました。

### ◆軽自動車税

「軽自動車税車両確認書」で、4月1日(賦課期日)の使用状況の確認をしております。警戒区域内にあり使用できなかった車両と持ち出しが4月2日以降の車両については、「(車両確認書兼)減免申請書」の提出により平成23年度分の軽自動車税を減免します。

4月1日以前に持ち出しし、4月1日に使用していた車両については、12月中旬頃に納税通知書を発送します。

### ◆固定資産税

大熊町大字夫沢字北原21番地から同字25番地の区域以外の土地及び家屋にかかる平成23年度固定資産税は全額免除(手続き等は不要)となります。

また、償却資産につきましては、使用不能等の状況にあるもの及び警戒区域に放置されたものは全額免除となります。

### ◆個人町民税

東日本大震災により①死亡又は行方不明となった方、生活保護法による生活扶助を受けることとなった方につきましては全額、障がい者となった方につきましては10分の9、②津波により住居が全壊した方は全額の町民税を減免します。

また、③平成22年中の合計所得金額に応じて、以下のとおり減免(手続等は不要)します。

平成22年中の合計所得金額	減免の割合
500万円以下	全額
500万円を超え750万円以下	2分の1
750万円を超え1000万円以下	4分の1

上記、①②③の複数に該当する場合は減免割合の大きいほうを適用します。

※県民税分につきましても、同じ扱いとなります。

※確定申告の必要な方で、申告がお済みでない方はこちらでご相談ください。

### ◆法人町民税

大熊町内に事務所を有している法人で、東日本大震災及び原子力災害により休業・廃業の届出書の提出があった場合、平成23年1月から12月までに決算期を迎える確定申告における均等割相当額を減免します。

### ◆国民健康保険税

東日本大震災及び原子力災害により平成23年度国民健康保険税を全額減免いたします。ただし、震災以前に遡る国民健康保険税については減免の対象となりません。

【お問い合わせ先】 税務課

# お知らせ

## 人権擁護委員が委嘱されました

平成23年10月1日付で、法務大臣から委嘱状を交付された人権擁護委員は次の方々です。

新谷 孝明さん(再任)

林 理恵子さん(再任)

田澤 憲郎さん(新任)

人権擁護委員は、地域のみなさんに人権について広く知ってもらう啓発活動や人権を侵害されて困っている人たちの相談にのる相談活動を行っています。

また、人権を侵害している人に対して、それを止めるように働きかける活動もしています。

なにかお困りのことがあればお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】 住民課住民係

## 思いやり駐車場利用証が

### 茨城県でも使えるようになりました

福島県では、車いすマークのある駐車スペースの適正利用を図るため利用証を発行する「思いやり駐車場利用制度」を平成21年7月1日から開始しています。

このたび、茨城県が加わり10月1日から福島・山形・栃木・群馬・茨城の5県でそれぞれ発行された利用証は、5県の協力施設(茨城県は全ての車いすマークの駐車場)いずれでも利用できるようになりました。

【お問い合わせ先】 保健福祉課

## 継続検査用納税証明書の有効期限について

平成23年度の軽自動車税については、車両確認書により4月1日の使用状況の確認を行い使用していた車両については12月中旬頃納税通知書を送付します。納付までの間に車検を受けられる方は、平成22年度継続検査用納税証明書があれば12月27日まで有効期限が延長されておりますが、お持ちでない方は税務課窓口で申請してください。いわき連絡事務所でも取得できます。郵便請求もできます。

### ◆郵便請求の方法

郵便請求用申請書もしくは車検証の写しなどに「継続検査用納税証明書」請求と記入し、返信用封筒を同封のうえ会津若松出張所税務課あてに請求してください。

【お問い合わせ先】 税務課



### 第2次義援金追加配分について

国による第2次義援金が配布された対象の方へ、次のとおり義援金の追加配分を振り込みます。

#### ◆配分類

1人あたり 52,000円  
(内訳：国義援金分52,000円)

#### ◆振込予定日

平成23年11月8日(火)より順次振り込み

【お問い合わせ先】企画調整課

### 新潟県でも妊婦及び乳幼児、児童の内部被ばく検査が受けられます

福島県が実施しているホールボディカウンターによる妊婦及び乳幼児、児童の内部被ばく検査が、新潟県内でもできるようになりました。

なお、検査を申し込み済みの方には、現在その順序で日程の確認を電話にて行っています。

また、今回の検査に係る会場までの交通費等については、原子力損害賠償の対象となる可能性がありますので、東京電力(株)コールセンター(電話0120-926-404)へお問い合わせください。

#### ◆検査会場

新潟県放射線検査室(新潟県中央区川岸町3丁目)  
※新潟県立がんセンター新潟病院西側  
※1日の検査人数は12名以内

#### ◆検査日程

11月2日(水) 11月21日(月)  
12月7日(水) 12月19日(月)  
1月4日(水) 1月16日(月) 1月25日(水)  
2月3日(金) 2月13日(月) 2月20日(月)  
2月27日(月) 3月5日(月)

【お問い合わせ先】生涯学習課

### 県外で民間賃貸住宅の家賃等を負担されている方へ

福島県では、県外における民間賃貸住宅に係る家賃等の返還(遡及措置)に関しては、これまで検討中としていましたが、原発事故に伴う避難等指示対象者の皆様については、原子力損害賠償制度による賠償対象となっていますので、これまで自ら負担した家賃等に関しては、東京電力への請求をお願いします。

#### ◆請求に関するお問い合わせ先

東京電力(株)福島原子力補償相談室  
電話 0120-926-404】

#### ◆請求方法等

- 請求先 東京電力(株)
- 対象者 原発事故避難等区域から県外に避難し、自ら家賃等を負担した方
- 請求方法 東京電力の原子力損害補償金  
《説明書》補償金ご請求のご案内  
1-2避難・帰宅費用  
●宿泊費  
《請求書》補償金ご請求書類  
C その他請求明細  
※最終ページ

※すでに請求書を提出された方も、追加請求が可能です。

#### 【お問い合わせ先】

福島県災害対策本部活動支援班  
県外避難者支援チーム  
電話 024-523-4157

### 生活支援物資配給品の一部不具合について

現在、NPO法人のご支援により実施しております生活支援物資の一つであります『コタツ』の天板につきまして、不具合があるとのこと報告を町民の方からお受けしております。該当される物につきましては、担当業者にて交換をさせていただきますので、お手数でもご連絡下さいますようお願いいたします。

担当業者：滝本電器 TEL090-7330-5370

※『コタツ』につきましては、『家具調コタツ』と記載しておりましたが、『カジュアルコタツ』に訂正をさせていただきます。誤解を招く記載となったことに対しまして深くお詫び申し上げます。 大熊町商工会

#### 【お問い合わせ先】

大熊町商工会 電話 0242-29-5770

### 自動車税納税証明書に関するお知らせ

福島県では、平成23年度自動車税について、原子力災害区域に係る一部市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)については、引き続き課税を延期しています。

このため、読み替えにより延長していましたが自動車税納税証明書の有効期限が10月30日に終了することから、10月31日以降車検等の手続きに支障が生じないように、平成24年1月30日までに車検等により自動車納税証明書が必要な場合は、申請により各地方振興局県税部で新たに自動車納税証明書を交付します。

県内各地方振興局県税部で直接または電話等で申請を受け付けていますが、相双地方振興局県税部は大変込み合い、交付に時間を要しますので、県内の他の地方振興局県税部へ申請するようお願いいたします。

※申し込みは、平日午前8時30分～午後5時15分までをお願いします。

振興局	電話
県北地方振興局県税部 福島市中町1-19 中町ビル6階	024-523-4789
県中地方振興局県税部 郡山市麓山1-1-1	024-935-1235
県南地方振興局県税部 白河市昭和町269	0248-23-1512
会津地方振興局県税部 会津若松市追手町7-5	0242-29-5235
南会津地方振興局県税部 南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5212
相双地方振興局県税部 南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1123
いわき地方振興局県税部 いわき市平字梅本15	0246-24-6024

### 林業退職金共済制度からのお知らせ

林業の仕事をしていなかったことがありますか？

林退共制度に加入していたが、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。

以前、林業の仕事をしていたが、ご自身が林退共へ加入していたかわからない方についてもお調べします。

また、罹災された共済契約者及び被共済者の皆様に対し、各種手続(共済手帳の紛失、退職金の請求等)の必要が生じた場合はできる限りの範囲において速やかに対応しますので、最寄りの支部または本部へご相談ください。

#### 【お問い合わせ先】

独立行政法人勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

電話 03-5400-4334

ホームページ

<http://rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

### 福島県警察高速隊・東日本高速道路(株)からのお願い

『冬の磐越道は油断大敵！！』

晩秋を迎え、間もなく冬がやって参ります。

早めにスタッドレスタイヤへの交換を行い、雪道での交通事故防止をお願いします。

#### ◆積雪・凍結道路の安全ポイント

- ①運転前の安全点検を十分に！
- ②急ブレーキ・急発進・急ハンドルの禁止！
- ③タイヤ・チェーンの用意を！
- ④4WD車を過信しない！

11月20日(日)は

福島県議会議員一般選挙  
大熊町長選挙  
大熊町議会議員一般選挙

の投票日です。

明日を創る大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。



### ハローワーク会津若松から出張相談のお知らせ

ハローワーク会津若松では、専門職業相談員が皆様の職業生活全般に係る出張相談を実施します。

◆時間 午前9時30分～12時

#### ◆出張相談日程表

月 日	施設名
11月 7日(月)	松長近隣公園仮設住宅集会所
11月 8日(火)	河東学園仮設住宅集会所
11月 9日(水)	扇町1号公園仮設住宅集会所
11月14日(月)	城北小北仮設住宅集会所
11月15日(火)	亀公園仮設住宅集会所
11月16日(水)	東部公園仮設住宅集会所
11月17日(木)	大熊町役場会津若松出張所 2階会議室
11月21日(月)	松長近隣公園仮設住宅集会所
11月22日(火)	河東学園仮設住宅集会所
11月24日(木)	大熊町役場会津若松出張所 2階会議室
11月25日(金)	扇町1号公園仮設住宅集会所 ※注意：時間が午後1時30分～4時となります。
11月28日(月)	城北小北仮設住宅集会所
11月29日(火)	亀公園仮設住宅集会所
11月30日(水)	東部公園仮設住宅集会所

#### ◆震災特別相談窓口開設のお知らせ

ハローワーク会津若松では、被災者の皆様を専門に支援する窓口を開設しました。

◇窓口対応時間

火曜日～木曜日 午後1時～4時

◇場 所

西分庁舎(ハローワーク会津若松道路向い)

◇相談内容

就職相談

※水曜日は社会保険労務士による「年金相談」

「社会保険相談」もできます。

#### 【お問い合わせ先】

厚生労働省福島労働局

ハローワーク会津若松(被災者支援対策窓口)

電話 0242-26-3444(直通)

### 就職相談会のお知らせ

ハローワーク平では、大熊町役場いわき連絡事務所で就職相談会を開催します。

#### ◆開催日程

- ・11月2日(水)
- ・11月24日(木)
- ・12月7日(水)
- ・12月21日(水)

◆時 間 午後2時～午後3時

◆場 所 大熊町役場いわき連絡事務所 会議室  
※相談日以外での日程でもご要望があればお気軽にご相談ください。

#### 【お問い合わせ先】

ハローワーク平 就職支援ナビゲーター

電話 0246-23-1421

### JAふたばからののお知らせ

JAふたばでは、災害により延期していた第13回通常総代会を開催することになりました。

これに伴い、方部別座談会を開催しますので、最寄りの開催場所にご出席ください。

#### ◆地区別開催日時及び場所

方部名	開催日時	開催場所
会 津	11月9日(水) 午前10時	会津稽古堂 会津若松市栄町3番50号
郡 山	11月10日(木) 午後1時30分	ホテルハマツ 郡山市虎丸町3-18
いわき	11月11日(金) 午後1時30分	いわきゆったり館 いわき市常磐湯本町 上浅見22-1
福 島	11月14日(月) 午後1時30分	パルセいいざか 福島市飯坂町字築前27-1

#### 【お問い合わせ先】

JAふたば総務部 電話 024-554-3095

## 幼稚園・小中学校合同運動会開催！

幼稚園、小中学校の合同運動会が10月1日、会津若松市の大野・熊町小学校で開催されました。

総勢720人の園児、生徒による運動会は全17種目で行われ、会場にはたくさんの方々が訪れました。

久しぶりの町民が集うイベントという事で、集まった皆さんは、懐かしい顔を見つけては話に花を咲かせ、会場は笑顔にあふれていました。



## 待望の『おみせやさん』がオープン

会津若松市松長近隣公園仮設住宅内に10月17日、住民待望の『おみせやさん』がオープンしました。この店舗は、仮設住宅の利便性向上、また、町民がゆっくり話し絆をつなぐ場として大熊町の13事業所による協同組合により運営されます。店内では、JAあいづから入荷する野菜など、食料品を中心に、食器や衣料品、花などが販売されます。オープン当日は、キュウリの漬物やお餅、豚汁の無料配布も行われ、『おみせやさん』は早くも大賑わいでした。



## 町民掲示板をつくりました

「新しくお店を開店しました」「避難先で農業を始めました」「同県に避難している町民会を開きたい」等、皆さんの近況報告や連絡、募集などにご利用ください。

※掲載をご希望の方は、大熊町役場会津若松出張所企画調整課(電話0242-26-3844)までご連絡ください。

※内容により掲載をご遠慮いただくことがありますので、ご相談ください。



## 大熊町の思い出

### おおくまふるさとまつり



昨年の11月6日、7日は、「おおくまふるさとまつり」が開催され、つきたてお餅の無料配布、農産物品評会、山本譲二さんの歌謡ショーなどに大勢の町民が集いました。